

街路樹年間管理業務委託（令和6年度）

簡易公募型プロポーザル実施要項

（目的）

第1条 この要項は、街路樹年間管理業務委託（令和6年度）（以下「業務」という。）を簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務の受託者（以下「業者」という。）を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

（選定審査委員会）

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 提案内容等の評価・審査及び優先交渉権者の確定
 - (2) その他必要な事項
- 2 委員会は土木部長、土木課長、道路管理課長、建築住宅課長、下水道課長、工事検査室長の合計6名をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員長は土木部長をもってこれに充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定したものがその職務を代理する。
 - 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、会議に出席できない場合は、代理出席者への委任を認める。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
 - 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（提案書提出者の参加資格等）

第3条 提案書提出者（以下「提案者」という。）は、「街路樹年間管理業務委託簡易公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）」に記載する要件を満たす者とし、募集要領に基づく参加申請書類を提出することで参加表明手続を行わなければならない。

（審査及び優先交渉権者・交渉順位の確定）

第4条 委員会は参加申請書類が提出されたときは、別紙「街路樹年間管理業務委託（令和6年度）簡易公募型プロポーザル募集要領「評価項目及び評価基準」（別表1）」並びに「見積書の価格」に基づく審査を行う。

- 2 委員会は、住区ごとに評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、次順位の者を次点交渉者とする。ただし、評価順位が第一位の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。評価順位が第一位の者が複数おり、かつ、それらの者の提案金額が同価である場合は、希望順位が高い者を優先交渉権者とする。
- 3 提案者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者を優先交渉権者として確定する。
- 4 参加表明者のない住区、提案者の評価得点が総評価得点の6割に満たない場合、又は提案者がいない場合には、他住区参加者に、その住区に対する見積書の提出を依頼し、その「見積書の価格」並びに「評価項目及び評価基準」に基づき最も評価値の高い者を特定者とする。
- 5 特定者が第5条に規定する失格条項等に該当する場合、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、非特定者の中から最も評価の高い者から順に契約の相手方の候補者とする。

- 6 選定審査委員会による審査の結果（特定・非特定）については、本件プロポーザル参加者に別途通知する。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。
- 7 評価の得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方式により合計得点を算出する。
- ※見積評価点＝価格評価点＝100点×プロポーザル参加者の最低見積書の価格／見積書の価格
※評価値＝評価項目及び評価基準（100点満点）＋見積書の価格（100点満点）
- 8 契約方法は、特定者との随意契約とする。本プロポーザル申込み時に提出した見積書の額を契約額とし、1業者につき2住区までの契約とする。

（失格条項等）

第5条 提案者が、次の各号の一に該当する場合、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要項及び募集要領に定められた以外の手法で、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (7) その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。
- (8) 予定価格を超える金額の場合。
- (9) 最低制限価格を下回る金額の場合。

（提案書の取り扱い）

第6条 提出された提案書の取り扱いは、募集要領の留意事項に記載するとおりとする。

（事務局等）

第7条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、成田市 土木部 道路管理課において担当する。

（委任）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年1月10日から施行し、業務委託契約の締結日をもってその効力を失う。